

議案第 47 号

東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について

東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 8 月 28 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、任期付町費負担教員の人材を確保するため必要があるからである。

東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例（令和4年東郷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例

第1条中「小学校」を「小中学校」に改め、「をいう。）」の次に「及び少人数指導」を加える。

第13条第2項中「小学校」を「小中学校」に改める。

第14条第2項中「県費負担教員の例により職務の級及び号給の別に応じて」を「49,000円を超えない範囲内において」に改める。

第20条第2項第1号及び第4号中「児童」を「児童又は生徒」に改める。

第21条中「昭和45年東郷町条例第20号」の次に「。以下「旅費条例」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、在勤地内における旅行については、旅費条例第20条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

任期付町費負担教員の人材を確保するため、処遇改善を図る必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 任期付町費負担教員を中学校の少人数指導のため任用すること。（第1条関係）
- (2) 義務教育等教員特別手当の額の上限を上げること。（第14条第2項関係）
- (3) 在勤地内における旅費を支給できるようにすること。（第21条関係）
- (4) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。